

整理番号	消防一法申－49
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	充填設備の保安検査
概 要	充填事業者は、充填設備について、定期にその許可をした市長が行う保安検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の6 第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第81条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011)
審査基準	申請された充填設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4 第2項に規定する技術上の基準に適合しているかどうかを確認します。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条 ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 （平成9年3月17日通商産業省告示第127号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について （平成29年3月31日商局第9号）
標準処理期間	40日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項に定める日
提出方法	充てん設備保安検査申請書に検査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た金額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	